

情報アラカルト掲載基準

(令和 7 年 6 月)

問い合わせ 川越市広報室 TEL224-5495

「情報アラカルト」は、市内の催しを紹介するコーナーです。川越市民 3 人以上によって構成される団体や公共等の団体が行う、次の要件を満たす催しなどを掲載しています。

●掲載できるもの

- ①掲載する広報紙発行月の 1 日以降に実施するもの。事前の申し込みが必要な場合は、先着形式では申し込み開始日が、抽選方式では締め切り日が発行月の 1 日以降のもの。
- ②1 回限り（「単発」または「同一目的・同一参加者による一連」）のもの。
- ③市民が誰でも参加できるもの。
- ④会場は市内の公的な場所で、市内の団体が主催するもの（やむをえない場合を除く）。

●掲載依頼の注意点

- ①同一団体の掲載は原則年度（4 月号～3 月号）内 2 回までです。
- ②1 回限りの催しとは、単発の催しまたは一連の催しのことです。
- ③一連の催しとは、同一の目的と同一の参加者で行われる催しのことです。
- ④定期的に行われるものは各開催が 1 回の催しになります。
- ⑤展示・フリーマーケット・バザー・学園祭などは、同一の参加者の例外とします。
- ⑥会場が複数の場合は、1 つの会場を掲載します。2 か所以上の場合は『○○ほか』と記載します。
- ⑦経費は総額で表記します。
- ⑧やむを得ない場合を除き、連絡先や申し込み先は市内の会員個人または開催事務局に限りです。ただし、連絡先名や申し込み先名は団体名とし、個人名は記載しません。
- ⑨連絡先や申し込み先の時間指定はできません。
- ⑩すべての基準に適合しても、紙面の都合で掲載できない場合があります。その場合、市民団体を優先して掲載し、なお掲載しきれない場合は抽選により掲載団体を決定します。

●原稿の締め切り

掲載を希望する広報川越の発行前々月の 25 日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）。

* 締切日を過ぎたものは受け付けません。

●掲載依頼の手続き

- ①広報室窓口・郵送・ファクス・電子申請にて情報アラカルト掲載依頼書・誓約書を提出してください。
- ②記載内容・提出書類に不備、虚偽のあるものは、受け付けできません。
- ③会場の予約が原稿の締め切り後に確定する場合、会場未定でも受け付けます。
- ④掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- ⑤必要に応じて、団体の活動内容が分かる資料の提出を求めることがあります。

●情報の提供など

広報室に提出した情報は、ほかの広報媒体などに情報提供する場合があります。

●掲載できないもの

次のいずれかに該当する催し・主催者または団体は掲載することができません。

- ①営利・宗教・政治にかかわるもの。
- ②個人宣伝・個人活動を目的としたもの。
- ③株式会社・個人事業主等が主催するもの。
- ④講師などが主催するもの（無報酬のものを除く）。
- ⑤講師謝金に参加人数により増加するもの。
- ⑥会員募集に直接結びつくもの。
- ⑦内容が不明確または申請と活動内容が異なるもの。
- ⑧トラブルを頻発する、または発生を危惧させるもの。
- ⑨法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- ⑩川越市暴力団排除条例（平成 24 年川越市条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員と関係のあるもの
- ⑪①～⑩に関連したり連想させたりするもの。
- ⑫同一団体による年度内 3 回目以降の掲載。
- ⑬同一の催しの再掲載。
- ⑭広報川越以外に宣伝手段（有料広告など）があるもの。
- ⑮市が掲載できないと判断したもの。